

御注意 1 連結親法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であつて、次の①から③までのいずれか1つを有する法人(以下「大法人」といいます)と、この間にこれらの大法人による完全支配関係がある場合には、この表の上段の「非中小法人」を○で囲みます。①資本金の額又は出資金の額が5億円以上ある法人 ②法人税法第4条の7に規定する受託法人 ③相互会社 2 全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか1つの大法人が有するものとみなす。④相互会社 3 ①から③までの名簿は、連結親法人のうち、期末の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(以下「中小法人」といいます)に該当する非中小法人、受託法人及び相互会社を除きます。に該当する場合は記載します。

Header information form including tax office details (平成 年 月 日 税務署長殿), company information (連結親法人 整理番号, 同非区分), and reporting details (申告区分, 申告年月日).

Reporting period information (連結事業年度分の 申告書) and submission details (税理士法第30条の書面提出有, 税理士法第33条の2の書面提出有).

Main calculation table with 45 rows and 4 columns (十億, 百万, 千, 円). Rows include: 1. 連結所得金額又は連結欠損金額, 2. 法人税額, 3. 法人税額の特別控除額, 4. 差引法人税額, 5. 連結納税の承認を取り消された場合における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額, 6. 課税土地譲渡利益金額, 7. 同上に対する税額, 8. 課税連結留保金額, 9. 同上に対する税額, 10. 法人税額計, 11. 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 12. 控除税額, 13. 差引連結所得に対する法人税額, 14. 連結中間申告分の法人税額, 15. 差引確定/連結中間申告の場合の法人税額, 16. 所得税額等の還付金額, 17. 連結中間納付額, 18. 連結戻しに請求される金額, 19. 計, 20. 連結所得金額又は連結欠損金額, 21. 課税土地譲渡利益金額, 22. 課税連結留保金額, 23. 法人税額, 24. 還付金額, 25. 此の申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額, 26. 連結欠損金等の当期控除額, 27. 翌期へ繰り越す連結欠損金, 28. 連結欠損金の当期控除額, 29. 翌期へ繰り越す連結欠損金, 30. (1)の金額又は800万円×可相当額のうち少ない金額, 31. (1)のうち年800万円相当額を超える金額, 32. 連結所得金額, 33. 連結所得金額, 34. (30)の18%又は15%相当額, 35. (31)の30%又は25.5%相当額, 36. 法人税額, 37. 法人税額, 38. 土地譲渡税額, 39. 土地譲渡税額, 40. 土地譲渡税額, 41. 所得税の額, 42. 外国税額, 43. 計, 44. 控除した金額, 45. 控除しきれなかった金額.

法 0301-0101-02

Payment information section including bank details (銀行, 金庫・組合, 農協・漁協), branch information (本店・支店, 出張所, 本所・支所), and stamp area (税理士署名押印).